

みちのく

発行 一般社団法人 青森県法人会連合会
 〒030-0823 青森市橋本二丁目13番5号
 電話 017 (775) 2580番
 FAX 017 (773) 5644番
 URL <http://www.aomori-hojinkai.or.jp/>
 年4回発行(4.7.11.1月) 創刊 昭和51年4月1日

192号

令和6年1月1日

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

弘前公園「冬に咲くさくらライトアップ」弘前市



謹賀新年

令和六年 元旦

一般社団法人

青森県法人会連合会



公益社団法人 青森法人会

会長

林均



公益社団法人 八戸法人会

会長

横町俊明



公益社団法人 弘前法人会

会長

小山内康晴



公益社団法人 上十三法人会

会長

益川毅



公益社団法人 五所川原法人会

会長

野呂賢一



公益社団法人 黒石法人会

会長

小山内柳一



公益社団法人 むつ法人会

会長

杉山幹彦

令和6年度 税制改正提言事項の提言活動

全法連で策定した「令和6年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、県連正副会長、税制委員長による地元選出国會議員および県知事・県議会議長に対する提言活動を実施した。

県選出国會議員に対する提言活動

議員事務所を訪問し衆議院・江渡聡徳議員、参議院・滝沢 求議員と面談し提言活動を行った。

▲実施日 令和5年11月2日(木)

参加者 林均会長、小山西康晴副会長、益川毅副会長、野呂賢一副会長、小山西内柳一副会長、杉山幹彦副会長、今良暢理事・税制委員長、蝦名彰専務理事



江渡聡徳 衆議院議員(左から4人目)



滝沢求 参議院議員(中央)

県知事・県議会議長に対する提言活動

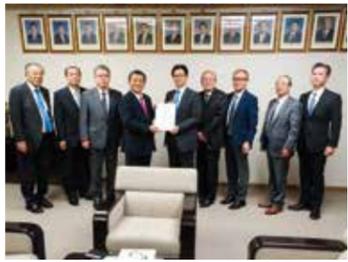
青森県庁を訪問し、小谷知也副知事ほか総務部、および県議会議長の寺田達也副議長と面談し提言活動を行った。

▲実施日 令和5年11月1日(水)

参加者 林均会長、小山西康晴副会長、益川毅副会長、野呂賢一副会長、小山西内柳一副会長、杉山幹彦副会長、今良暢理事・税制委員長、佐々木伸夫理事、蝦名彰専務理事



青森県 小谷副知事(右から4人目)



青森県議会 寺田副議長(左から4人目)

慶祝

納税功勞

- 仙台国税局長表彰
 - 県連会長 青森法人会 林 均 氏
 - 県連理事 八法会 石 亀 和 郎 氏
 - 青森法人会 青森法人会 青森法人会 青森法人会
 - 理事 十三法人会 黄 金 崎 亨 氏
 - 理事 十三法人会 小 野 寺 正 勝 氏
 - 理事 十三法人会 上 三 法 人 会 鶴 ヶ 崎 正 一 氏
 - むつ法人会 常任理事 松 岡 茂 樹 氏
 - 県女連協 会 長 葛 西 綾 子 氏
 - (黒石法人会 青森支部) 葛 西 綾 子 氏

第37回法人会全国青年の集い 山形大会



令和5年11月9日～10日、山形市において、法人会全国青年の集い(山形大会)が開催された。本県からは、県青年部会連絡協議会佐藤一尚会長をはじめ7単位の青年部会員24名が参加した。9日は青連協第2回定時連絡協議会、

令和6年度税制改正に関する提言(重点項目)

- 1. 税・財政改革のあり方
 - 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳入・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、異なる具体的な削減・抑制の政策と工程表を明示し、着実に改革を実施するよう求める。
 - ・歳出削減を先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を定時的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支プライマリバランス(黒字)目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や、実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
 - ・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就業を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。
 - ・行政改革を徹底するべきである。地方を含めた政府・議会が「まず限り始めよ」の精神に基づき自身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
 - ・マイナンバー制度について、政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧な説明と理解を求めているべきである。
- II. 経済活性化と中小企業対策
 - 1. 中小企業の活性化に資する税制措置
 - 原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷を及ぼしている。いまだにコロナ禍による打撃を引きづっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組みている企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすること。
 - (1) 法人税率の軽減措置
 - 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則以下に引き下げる。また昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
 - 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで「中古設備」を含め、② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特
 - 2. 事業承継税制の拡充
 - 我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担に根幹が揺らぐことになる。
 - (1) 事業承継税制の創設
 - 我が国の納税者数は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に際して他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減し、市場条件を踏まえて事業承継の促進を図る。
 - (2) 相続税 贈与税の納税猶予制度の充実
 - 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の納税猶予制度として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出を行う必要が伸び悩んでおり、政府は制度の見直しを行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとすることがかかる。コロナ禍からの完全回復には時間がかかると見込まれる。中小企業は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を定める。
 - ① 猶予制度では、免除限度を求め、円滑に実施できるように影響を考慮すると、より一層平成29年以前の制度適用者に対しては要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
 - (3) 取引相場のない株式の評価の見直し
 - 取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多種多様な評価方法があり、高めの評価額が上昇し、税負担が増大していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。
 - 3. 消費税への対応
 - 政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者間に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性のある見直しを講ずるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっており、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) インボイス制度の義務化に伴って、改正事業者の事務負担、納税コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて

国税電子申告・納税システムe-Tax

例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに適用期限を延長する。令和6年3月末日

2. 事業承継税制の拡充
我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担に根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業承継税制の創設
我が国の納税者数は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に際して他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減し、市場条件を踏まえて事業承継の促進を図る。

(2) 相続税 贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の納税猶予制度として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出を行う必要が伸び悩んでおり、政府は制度の見直しを行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとすることがかかる。コロナ禍からの完全回復には時間がかかると見込まれる。中小企業は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を定める。

① 猶予制度では、免除限度を求め、円滑に実施できるように影響を考慮すると、より一層平成29年以前の制度適用者に対しては要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多種多様な評価方法があり、高めの評価額が上昇し、税負担が増大していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応
政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者間に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性のある見直しを講ずるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっており、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度の義務化に伴って、改正事業者の事務負担、納税コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて

中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方
地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により新たな地域技術やビジネス手法を開発していく必要がある。また、自治体は自らの責任に必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

IV. 租税教育の充実
税は国や地方が国民に供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろろんのこと、その使途についても厳しく監視する必要がある。税の重要性を、しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む、納税意識の向上を図っていく必要がある。

V. 地方税関係
令和5年度全国の公示価格は、全用途平均が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方法を抜本的に見直すべきである。

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に引き上げる。

(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産(30万円)にまで拡大するとともに、試験期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年に引き下げられてきたが、大幅に引き上げられること、国土地交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を一元化すべき行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反するためには法人企業に対して安易な課税は行うべきでない。

VI. 森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税については、現在先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は300億円)されているがその半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは有効に活用されているとはいえず、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

中学生の「税についての作文」



八戸法人会が 国税局長表彰を受賞

八戸法人会はこのこれまでの租税教育活動の功績が認められ、租税教育推進校等表彰において仙台国税局長表彰を受賞した。

租税教育推進校等表彰は、租税教育の一層の推進のため、児童・生徒に対する租税教育の推進及び租税教育推進のための基盤整備等について、特に功績のあった学校、教育委員会及び関係民間団体等に対し感謝状を贈呈する制度で、11月15日(水)、八戸税務署において盛田浩明署長から青年部会長の類家徳久部長に感謝状が手渡された。

六県連の菅原裕典会長の挨拶のあと、第一部は、日本銀行仙台支店長の岡山和裕氏が「国庫金のキャッシュレス納付」「最近の経済情勢」と題して講演、続いて第二部は仙台国税局長の清水雄策氏が「最近の財政と税務行政について」と題して講演した。

第三部は、全法連専務理事の田中光史氏による「全国の法人会運営状況報告」、納税表彰、叙勲・褒章受章者の披露、退任役員感謝状贈呈式を行い、終了後は懇親会を行った。

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し全法連などが後援して行なわれた「令和5年度中学生の『税についての作文』コンクール」で、外ヶ浜町立三蔵中学校2年の山内大樹さんが青森県法人会連合会会長賞を受賞し、12月7日(木)、青森税務署の最上治署長と県連合会蝦名彰専務理事が同校を訪問し表彰式を行った。

山内さんの作文の題名は「税金と僕たちの生活で、ふるさと納税」という言葉。テレビやポスターで見聞きし、父親からその内容を聞いて、もっと税金の仕組みを知りたいと思いついたところ、税金は「人々の健康で豊かな生活を実現するために集められているお金であり、医療や福祉・介護・年金、学校の施設や教科書、その他さまざまなことに使われていることを知った。特に、中学生一人当たり1年間に約98万円が使われていることに驚いた。

そして、今まで税金について深く考えたことはなかったが、「税金と僕たちの生活の関わりについてさらに深く学び、税金に関する知識をしっかりと身に付けておこうと思います」と締めくくった。

東北六県法人会連合会 運営協議会

令和5年11月16日(木)、東北六県法人会連合会運営協議会が仙台市の江陽グランドホテルにおいて開催された。参加者は東北各県から55名、うち本県からは6名が参加した。

● 県税務課からのお知らせ ●

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について



1 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入され、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されています。

●個人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

●法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

2 県税手続におけるポイント

(1) 申告書等に番号を記載していただく必要があります。

個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等をご提出いただく際には、個人番号や法人番号のご記入をお願いします。

(2) 個人番号が記載された申告書等を提出する際は、本人確認が必要となります。

税の窓口で個人番号を記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)【番号確認と身元確認】
- 2 通知カード【番号確認】+運転免許証、健康保険の被保険者証など【身元確認】

●マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

●通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。(令和2年5月に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、番号確認のための本人確認書類として利用できます。)

※県税のマイナンバーに関する情報については、下記のホームページに掲載しております。詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

【県税・市町村税ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>】

確定申告は
マイナンバーカードとe-Tax
 スマホやパソコンで さらに便利に!
 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
 マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出!

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!
 画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力
 控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

e-Taxの5つのメリット

- 税務署への持参 不要
- 印刷・郵送代 不要
- 添付書類 提出不要 (一部の書類は除きます)
- 確定申告期間 24時間利用可能 (メンテナンス時間を除きます)
- 早期運付 (3週間程度で運付)



**就業障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社
 きた東北支社 /
 青森市奥野 1-11-10
 TEL 017-735-7030

AIG 損害保険株式会社
 青森支店/
 青森県青森市本町1-2-15(青森本町第一生命ビルディング)
 TEL 017-777-3531

F-2018-1045(2019年3月27日)

